

水道の使用開始や中止の手続きについて

転居等で新たに水道を使い始めるときや水道の使用を中止するときには届出が必要となります。使用開始・中止の希望日が決まりましたら**お早め**に、お近くのお客さまセンターまで届出してください。(事前にご連絡いただけない場合は、希望日に作業できない恐れがあります。)

なお、水道の使用開始・中止をする場合は、それぞれ2,000円の手数料が必要となります。

届け出ていただく内容

使用開始の場合

- 水道使用者情報 (住所・氏名・電話番号)
- 水道使用住所 (アパートの場合はアパート名及び部屋番号)
- 使用開始日
- 水道料金等の請求先 (納付書等の送付先)
- 水道料金の支払い方法 (口座振替又は納付書払い)

使用中止の場合

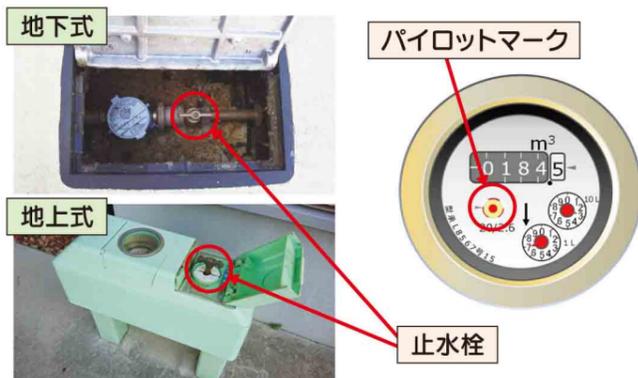
- 水道使用者氏名・お客様番号 (お客様番号は検針お知らせ票から確認できます。)
- 使用中止日
- 転居先住所・電話番号
- 最終料金の支払い方法

その他

- 使用開始・中止は電話でも承っております。
- 使用開始の届出なく利用している場合は無断使用となります。必ず届出を行って下さい。
- 使用中止の届出がない場合は水道を使用していなくても基本料金が発生します。

長期間留守にする場合や居住していない建物を維持管理している場合及び別荘をお持ちの方へ

水道を使用していなくても水道管の劣化等により漏水が発生し、水道料金が高額となる恐れがあります。長期間留守にするときは、メーター横に止水栓がある場合は、予期せぬ漏水等を防ぐため**止水栓を閉める**ようにしましょう。また、念のため**パイロットマークが止まっているか**等も確認しましょう。



福祉減免制度は **今年度末** をもって終了となります

【現在、福祉減免を受けている方】

令和2年4月検針分(令和2年3月使用分)まで減免が適用されます。ただし、制度終了までに減免条件を満たさなくなった場合は解除されることがあります。

淡路市お客さまセンターは
淡路市役所1号館1階
へ移転しております。

新住所 淡路市生穂新島8
電話番号 0799-64-1780
F A X 0799-64-0580



○平日のお問い合わせ先(営業時間 8時30分～17時15分)

洲本市お客さまセンター	電話 0799-24-7620	〒656-8686 洲本市本町三丁目4-10 【洲本市役所 本庁舎2階】
南あわじ市お客さまセンター	電話 0799-43-3038	〒656-0472 南あわじ市市善光寺22-1 【南あわじ市役所 第一別館内】
淡路市お客さまセンター	電話 0799-64-1780	〒656-2225 淡路市生穂新島8 【淡路市役所1号館1階】

○休日のお問い合わせ先(営業時間 8時30分～17時15分 年末年始を除く)

○営業時間外・夜間の連絡先(緊急の場合など)※電話受付24時間対応

統括お客さまセンター	電話 0799-53-6741	〒656-0026 洲本市栄町三丁目3-5 【中野ビル東館2階】
------------	-----------------	-------------------------------------

※統括お客さまセンターでは水道料金等のお支払いはできません。

あわじの水道

第3号
2020.2

～ 命をつなぐ
未来につなぐ
あわじの水道～

編集・発行 淡路広域水道企業団

《本庁》〒656-0452 南あわじ市神代浦壁792番地6
TEL:0799-42-5896 FAX:0799-42-5897
メールアドレス: kigyoudan@awaji-suido.jp
ホームページURL: http://awaji-suido.jp/
ツイッターアカウント: @akskigyoudan



上田浄水場(南あわじ市神代社家)

島内3市の防災訓練に参加しました



洲本市会場(大野小学校)

令和元年11月17日、島内3市の防災訓練に参加しました。給水車の展示(洲本市会場のみ)や給水訓練及び水道機材の展示(金属探知機、漏水探知機、給水用ポリタンク、リュック式給水袋等)、企業団広報紙及びパンフレットの配布、パネル展示などを行いました。今後も、災害時において迅速な応急対策活動ができるよう、3市をはじめとする関係機関相互の協力体制の確立を図ります。

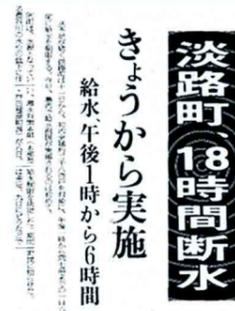
淡路島内の水道一元化 ～統合への経緯～

淡路島の自然環境

淡路島は瀬戸内海式気候圏に属しており、温暖で雨量が少ないのが特徴です。こうした気象条件から、古来、深刻な水不足に苦しんできました。昭和40年代頃から水道が普及したものの、生活水準の向上や産業の発展、観光客の増加に伴い、水不足の解消が重大な課題となりました。旧1市10町は各々水道施設の拡張に努めましたが、市町単独での水源確保は限界に達し、昭和50年代からは毎年のように渇水が発生して、時間給水などの給水制限が頻発しました。

旧市町名	期間	渇水の状況
南淡町	昭和62年5月10日～昭和62年6月30日	52日 14～8時間断水
南淡町	平成6年7月18日～平成7年5月12日	299日 19～3時間断水
洲本市	平成6年8月17日～平成7年4月24日	180日 19～8時間断水
五色町	平成6年7月5日～平成6年7月7日	3日 9時間断水
淡路町	平成6年8月22日～平成6年9月27日	37日 12時間断水
西淡町	平成6年9月2日～平成6年9月5日	4日 10%給水制限

昭和61年から平成7年までの渇水状況



渇水に関する報道(読売新聞) 平成8年3月11日・旧淡路町

淡路広域水道企業団の設立

こうした状況に対処するため、淡路地域(旧1市10町)は協議会を設立し、島内3ダム開発による水源確保と、島外からの導水について検討するとともに、島内各市町へ水道用水を供給する一部事務組合の設立についても協議を進めた結果、昭和57年に淡路広域水道企業団が誕生しました。

全島一斉給水開始

島内のダムについては、成相・北富士ダム、大日・牛内ダム、本庄川ダムの3つの開発を進めました。また、島外からの導水については、明石海峡大橋の事業化決定に伴い、2本の導水管を添架することで本土からの導水を行うことにしました。配管工事を主に島内南部から北上する工程を進め、平成11年11月に全島の施設が完成、同年12月3日から全島一斉給水を開始しました。これにより淡路島の渇水が解消されるとともに、安定した給水体制が概ね確立され、昨年20年を迎えました。

3市と企業団の事業統合

しかし、社会情勢の変化などから3市の水道事業の財政基盤は脆弱なものとなっており、将来も人口減少に伴い水需要が減少すると想定されるなか、水道施設の更新や耐震性強化などの整備を行う必要があるため、財政基盤は一層悪化すると想定されました。そこで、学識経験者や需要者の意見も取り入れながら協議を重ねた結果、平成22年4月に3市と企業団の事業統合が行われました。この事業統合以降、「安定水量の確保と安心・安全な水道供給」「設備費や人件費などのコスト削減」「持続可能な安定経営」を目指して事業運営に取り組み、今年統合10年を迎えます。

～淡路広域水道企業団水道事業経営戦略を策定しています～

策定の背景

淡路広域水道企業団では、人口減少等に伴う料金収入の減少や、施設の老朽化に伴う更新費用の増大により、経営状況が厳しくなることが見込まれることから、将来にわたって安定的に事業を継続し、経営基盤の強化と経営マネジメントの向上に取り組むため、『淡路広域水道企業団水道事業経営戦略』を策定しています。

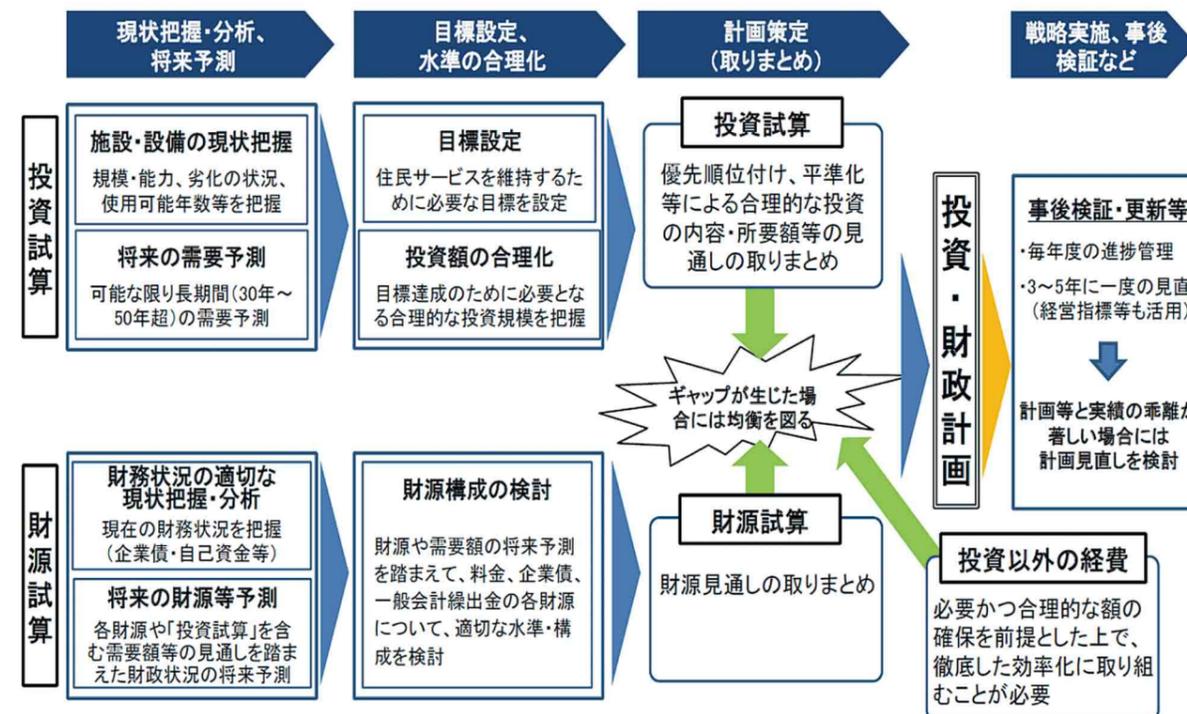
基本的な考え方

経営戦略は、水道事業ビジョンに掲げた基本理念である「命をつなぐ/未来につなぐ あわじの水道」を実現するために、中長期的な経営の基本計画として策定しています。

策定手法については、総務省が示す「経営戦略策定ガイドライン」に沿って作成しており、経営戦略の中心となるものは、投資試算と財源試算の見通しに基づく「投資・財政計画」となっています。

「投資・財政計画」(収支計画)策定までの流れ

「経営戦略」の中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備の合理的な投資の見通しである「投資試算」等の支出と、財源見通しである「財源試算」が均衡するように調整した収支計画。



出典:総務省「経営戦略策定ガイドライン改訂版」

経営戦略の計画期間は

平成29年度から令和8年度までの10年間としています。

進捗管理

定期的に現状の進捗管理を行い、計画との乖離(かいり)がある場合には、その原因を調査し、対策を図りながら実効性のある計画としていきます。

※詳細は、ホームページなどでご覧いただけます。

安全・安心な水をお届けするためには、経営が安定していなければなりません。今後も経費の節減やサービスの向上に努め、より効率的で健全な水道事業経営を行い、住民の皆さんに安全で安心な水道水を安定的に供給できるよう取り組んでいきます。